別記第１（第16条関係）

１　公表の対象

公表の対象となる事案は，調査委員会で不正使用と認定された全ての事案とする。

２　公表する内容

・不正使用に関与した者の氏名，所属

・不正の内容

・本学が公表時までに行った措置の内容

・調査委員会委員の氏名，所属

・調査の方法，手順

・その他公表すべき事項

ただし，個別の事案に関し，当該事案の社会的影響又は被処分者の職責等を勘案して，別の取扱いをすることができる。

３　公表の例外

調査委員会委員の職責等を勘案して，調査委員会委員の氏名を公表しないことができる。

また，被告発者及びその関係者のプライバシー等の権利が侵害されるおそれがある場合，又は前記２号によることが適当でないと認められる場合は，前記２号にかかわらず，公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。

４　公表の方法

本学ホームページにおいて公表する。

特に社会的影響の大きい事案については記者会見を行う。